

習志野市規則第56号

習志野市受動喫煙の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市受動喫煙の防止に関する条例(平成30年条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(重点区域の指定等)

第3条 条例第6条第1項の規定による重点区域の指定は、期間又は時間帯を限って行うことができる。

2 市長は、条例第6条第1項の規定により重点区域を指定し、又は同条第2項の規定により重点区域の指定を変更し、若しくは解除しようとするときは、あらかじめ、習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例(平成24年条例第21号)第15条第1項の健康なまちづくり審議会の意見を聴くものとする。

3 条例第6条第1項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項の地域子育て支援拠点事業を実施する施設

(2) 児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業を実施する施設

(3) 児童福祉法第21条の5の15第1項の障害児通所支援事業所

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の特別支援学校

(5) 習志野市こどもセンターの設置及び管理に関する条例(平成12年条例第30号)第2条のこどもセンター

(6) 習志野市放課後児童健全育成事業条例(平成26年条例第19号)第5条第3項の児童会

4 条例第6条第3項の規定により告示する事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 重点区域を指定する場合 次に掲げる事項

ア 指定する重点区域の名称及び範囲

イ 期間又は時間帯を限って指定するときは、当該期間又は時間帯

ウ 指定する期日

(2) 重点区域の指定を変更する場合 次に掲げる事項

ア 変更する重点区域の名称

イ 変更する内容

ウ 変更する期日

(3) 重点区域の指定を解除する場合 次に掲げる事項

ア 解除する重点区域の名称及び範囲

イ 解除する期日

(過料処分)

第4条 条例第11条第1項の規定による過料の処分(以下「過料処分」という。)をしようとするときは、その相手方に対し、告知・弁明書(別記第1号様式)により、あらかじめ、その旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

2 過料処分は、過料処分通知書(別記第2号様式)を交付して行うものとする。

3 条例第11条第1項の規定により科する過料の額は、2,000円とする。

(身分証明書)

第5条 条例第11条第2項の規定により過料に処するための手続その他の行為に従事する職員は、身分証明書(別記第3号様式)を携帯し、過料処分を受ける者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日から同年9月30日までの間における別記第1号様式及び別記第2号様式の適用については、これらの様式中「喫煙をしました」とあるのは、「喫煙をし、同条例第8条の規定による指導に従いませんでした」とする。

別 記

第1号様式(第4条第1項)

第 号
年 月 日

告知・弁明書

住所			
氏名		生年月日	年 月 日
連絡先			

習志野市長

印

あなたは、次のとおり習志野市受動喫煙の防止に関する条例第7条の規定に違反し、重点区域(駅周辺)において喫煙をしました。

これは、同条例第11条第1項の規定により過料処分の対象となります。

違反日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
違反場所	習志野市

弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。	
	署 名	

第2号様式(第4条第2項)

第 号
年 月 日

過料処分通知書

住所			
氏名		生年月日	年 月 日
連絡先			

習志野市長

印

あなたは、次のとおり習志野市受動喫煙の防止に関する条例第7条の規定に違反し、重点区域(駅周辺)において喫煙をしましたので、同条例第11条及び習志野市受動喫煙の防止に関する条例施行規則第4条第3項の規定により金2,000円の過料に処します。

違反日時	年 月 日() 午前・午後 時 分頃
違反場所	習志野市

別途納入通知書又はこの場で現金によりお支払いください。

(教示)

第3号様式(第5条)

(表)

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	所 属 氏 名	年 月 日 生
上記の者は、習志野市受動喫煙の防止に関する条例第11条第2項の規定により、過料に処するための手続その他の行為を行う職員であることを証明する。		
年 月 日 発行		
習志野市長		印

(裏)

習志野市受動喫煙の防止に関する条例(抜粋)

(重点区域の指定)

第6条 市長は、重点的に受動喫煙を防止するため喫煙を禁止する区域として、次に掲げる区域を重点区域として指定することができる。

(1) 市内の駅周辺の路上等

以下 略

(喫煙の禁止)

第7条 市民等は、重点区域において、喫煙をしてはならない。

(過料)

第11条 第6条第1項第1号に掲げる区域であって、市長が重点区域に指定した区域(当該区域において現に運行している自動車の内部を除く。)において喫煙をした者は、1万円以下の過料に処する。

2 市長は、過料に処するための手続その他の行為を市長の指定する職員に行わせることができる。